

京都市交通局管理規程第10号

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年1月12日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

2 高速鉄道と鉄道線との相互振替の場合の接続駅

(2) 高速鉄道と京阪京阪線との相互振替

高 速 鉄 道	京 阪 京 阪 線
今 出 川 駅	出 町 柳 駅
丸 太 町 駅	神 宮 丸 太 町 駅
烏 丸 御 池 駅 京 都 市 役 所 前 駅 三 条 京 阪 駅	三 条 駅
四 条 駅	祇 園 四 条 駅
五 条 駅	清 水 五 条 駅
京 都 駅	七 条 駅
竹 田 駅	竹 田 駅 (近 鉄)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成20年10月19日から適用する。

(交通局高速鉄道部運輸課)